

疫学情報 2017年11月8日分

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/boshu/7639-h28-bosyu-5.html>

平成30年度 FETP 研修員募集要項(国・自治体職員用) 国立感染症研究所

第20期研修員募集要項 Field Epidemiology Training Program Japan (FETP-J)

## 1. 目的

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)のもと、都道府県レベルでの感染症対策に関する責務がますます重要となっており、感染症の発生動向調査(サーベイランス)をより充実させるとともに、突発的な健康障害が集団発生した場合に、現地で迅速に積極的疫学調査を行う為の健康危機管理に対応できる人材の養成が必要である。

このため、国立感染症研究所に実地疫学専門家養成コースを設置し、感染症の流行・集団発生時に、迅速、的確にその実態把握及び原因究明に当たり、かつ平常時には質の高い感染症サーベイランス体制の維持・改善に貢献できる実地疫学専門家を養成することとしている。

## 2. 対象

国、自治体等において感染症対策等の公衆衛生業務に従事している者、あるいは従事しようとしている者 ※「8. 応募資格」参照のこと

3. 期間 平成30年4月～平成32年3月

4. 内容 国立感染症研究所で実施される初期導入コース、および感染症疫学センターのスタッフ並びに米国 CDC・WHO 等の海外専門機関や国内機関から随時招聘される専門家による指導により、次の事項を習得させる。

- (1) 感染症危機管理事例(アウトブレイク)の情報収集、リスク評価、実地疫学調査及び対応
- (2) 感染症サーベイランスデータの分析・評価方法
- (3) 感染症危機管理に関する情報の還元・発信
- (4) 疫学的・統計学的研究手法
- (5) 感染症危機管理についての教育経験
- (6) 公衆衛生の現場で必要とされる疫学・統計学及び関連法規に関する基礎知識
- (7) 感染症疫学研究に関する英文論文の作成

5. 研修場所 国立感染症研究所 (研修の2年目については、事前相談の上、派遣元自治体等における研修も組み込むことができる。)

6. 研修修了 所定の修了要件を満たした者については、国立感染症研究所が発行する実地疫学専門家認定書を授与する。

7. 募集人数 若干名

## 8. 応募資格

次のすべての要件を満たしている者

- (1) 国、自治体、地方独立行政法人(試験研究機関に限る)において感染症対策等の公衆衛生業務に従事している者、あるいは従事しようとしている者

- (2) 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、看護師、検査技師、食品衛生監視員等の専門資格を持つ者
- (3) 感染症危機管理に熱意を持つ者
- (4) 英語でのコミュニケーション能力がある者
- (5) 原則として、2年以上の臨床研修あるいは3年以上の公衆衛生活動に従事した経験を有する者

#### 9. 研修員の身分等

研修員は、国家公務員法に基づく職員としての身分は有せず、国立感染症研究所の協力研究員としての身分を有する。給与・諸手当は支給されず、また、宿舎は貸与されないものである。

#### 10. 経 費

感染症危機管理事例発生時の実地疫学調査に係る経費及び疫学的研究の経費は、国立感染症研究所が負担する。ただし、通常の研修期間中の滞在費及び交通費は支給しない。

#### 11. 採用スケジュール

応募期間・書類選考：平成30年1月11日（木）～1月25日（木）

面接試験：平成30年2月8日（木）

合格発表：平成30年2月22日（木）

開講・研修開始：平成30年4月上旬

#### 12. 出願書類

- (1) 職員の派遣に関する公文書（書式自由：国立感染症研究所長あてのもの）
- (2) 入学願書（様式第1号）
- (3) 履歴書（様式第2号）
- (4) 志願調書（様式第3号）※参考情報として、これまでに発表した論文リストを添付
- (5) 医師、獣医師等専門資格免許証の写し
- (6) 語学力資格の写し（資格を所持している場合）

※（2）～（4）は必ず添付の様式を使用すること。

注）様式第1号、第2号、第3号、はダウンロードできます（PDFファイル）。

[https://www.niid.go.jp/niid/images/fetpj/H30\\_application%20forms.pdf](https://www.niid.go.jp/niid/images/fetpj/H30_application%20forms.pdf)

13. 提出先（照会先） 国立感染症研究所感染症疫学センター 大石和徳

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1 Tel 03(5285)1111 内線 2501

※ 出願書類の提出に当たっては、封筒に「F E T P J 出願書類在中」と朱書きすること。

14. 出願締切 平成30年1月25日（木）（必着）

#### 15. 備 考

本コースは国際的な実地疫学専門家(Field Epidemiologist) の養成コースに準拠した、厚生労働省の認定する研修である。

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO22856560Z21C17A0CR8000/>

厚生労働省は 2018 年度から、健康診断の受診時に無料でエイズウイルス（HIV）検査を受けられるモデル事業を始める。検査を受けやすくし、早期発見や発症防止を通じて感染拡大の防止に取り組む。本人以外に結果が伝わらないようプライバシーにも配慮する。

HIV に感染すると数年でエイズを発症し、同時に体の免疫機能が弱くなる。しかし発症前に感染が分かれば治療で発症を抑えることができ、感染の拡大を防ぐことができる。

18 年度から東京や大阪などの都市部で、病院などに併設される「健診センター」に HIV 検査を委託。診断のメニューに関係なく誰でも無料で HIV 感染の有無を調べる血液検査を受けられるようにする。健診センターは健康診断や人間ドックなどが受けられ、30～50 代の現役世代が多く利用している。

厚労省は 18 年度予算の概算要求に約 2800 万円計上。「どの程度の人が利用するかは分からない」としているが、試験的に数カ所で始め、検査の実施状況を見ながら他都市にも広げる。現状も保健所で HIV 検査を無料で受けることができる。しかし土日の検査日が少なく、平日に働く人にとって利用しにくいことが課題だった。健康診断と一緒に受けることで心理的な抵抗感も薄くなり、検査する人が増えるとみている。

プライバシーに配慮し、健診の結果とは別の形で本人に HIV の検査結果を通知する仕組みを検討している。

厚労省のエイズ動向委員会によると、16 年に新たに報告された HIV の感染者数は 1011 人。エイズの新規患者は 437 人だった。

新規の HIV 感染者、エイズ患者ともに感染経路は性的接触によるものがほとんど。HIV 感染者のうち、全体の約 73%（735 人）が同性間の性的接触による。感染者の年齢別では特に 20 代や 30 代の若年層が目立つ。

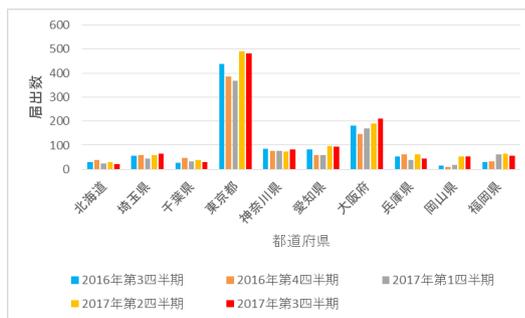
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/syphilis/2017q3/syphilis2017q3.pdf>

感染症発生動向調査で届出られた梅毒の概要（2017 年 10 月 4 日現在）

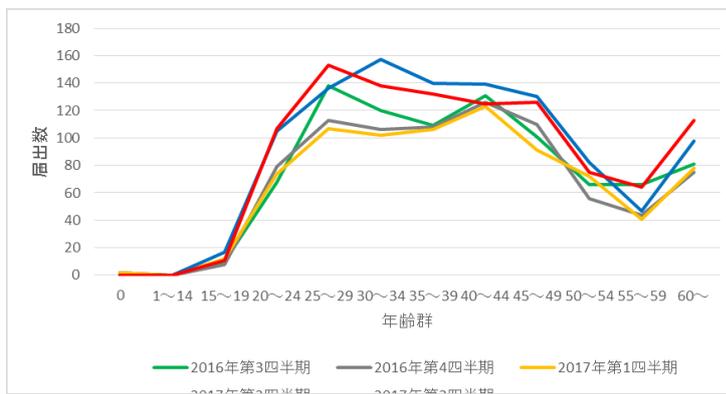
（国立感染症研究所 感染症疫学センター・細菌第一部）

感染症発生動向調査において、2017 年第 39 週までに届出られた梅毒の都道府県別、性別・年齢群別、病期別の情報を還元する。2017 年第 3 四半期\*（第 27 週～39 週：以下、診断週）の届出数は 1522 例で、2017 年第 2 四半期（1535 例）とほぼ同程度であった。第 1 四半期 1188 例、第 2 四半期 1535 例、第 3 四半期 1522 例 合計 4245 例

都道府県別届出数、2016 年第 3 四半期から 2017 年第 3 四半期（四半期毎）  
（届出数上位 10 位を抜粋）



年齢分布:2016年第3四半期から2017年第3四半期  
(四半期毎) 男性



女性

